

平成 28 年度における幼児教育の段階的無償化について

(児 童 課)

【概 要】

昨年 1 2 月に政府が幼児教育の段階的無償化に向け方針を決定し、平成 28 年度から多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減が実施されることになった。

【改正内容】

1. 年収約 3 6 0 万円未満相当（市民税所得割額 7 7, 1 0 1 円未満）の世帯については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃する。
（第 1 子 全額、第 2 子 半額、第 3 子以降 無料）
2. 年収約 3 6 0 万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第 1 子については現行の半額、第 2 子以降については無料とする。
※生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く。

① 教育認定こども（1号認定） 7 7, 1 0 1 円未満
1, 0 0 0 円の軽減措置に加え半額、第 2 子以降 無料

② 保育認定こども（2号・3号認定） 4 8, 6 0 0 円未満
1, 0 0 0 円の軽減措置に加え半額 第 2 子以降 無料

③ 保育認定こども（2号・3号認定） 4 8, 6 0 0 円以上 7 7, 1 0 1 円未満
半額 第 2 子以降 無料

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

<現行>

カウソトの対象は、
 ・「同一世帯」の
 「保護者」に係る(＝監護する)子ども
 ※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども
 同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、
 ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
 ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前まで
 に限定 **例1 (幼稚園)** **例2 (保育所)**

小3 小1	対象外	小学校 6年生	対象外	小学校 3年生
	第1子の扱い	保育料 高額	第1子の扱い	保育料 高額
(5歳)	第2子の扱い	保育料 半額	第2子の扱い	保育料 半額
(4歳)				
(3歳)				
(2歳)				
(1歳)				
(0歳)				

年齢制限の 撤廃 ※同居も不要

→ 支援法上の「子ども」

<28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。)>

(18歳の年度)

両親を亡くし、
祖父母に育て
られている
大学4年生
同居する
浪人生

保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に
関わらず対象
注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上
になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳の年度)

寮で暮らす
高校
2年生
両親を亡く
した姪
小学校
6年生
小学校
3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、
年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い	保育料 半額
(4歳)		
(3歳)		
(2歳)	第3子の扱い	保育料 無償
(1歳)		
(0歳)		

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

1号	2号(満6歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て)	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
77,101円未満	第4階層:48,600～97,000円未満 (第4階層の中で分離)	
	57,700円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲>	
	57,700円～97,000円未満	

「約360万円未満相当」の範囲

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て)	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
77,101円未満	第4階層:48,600～97,000円未満 (第4階層の中で分離)	
	77,101円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲>	
	77,101円～97,000円未満	

「約360万円未満相当」の範囲

平成28年度におけるひとり親世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成28年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	H27: 15, 1,000円 →H28: 7, 550円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20, 500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	25, 700円

保育認定の子ども

(2号認定：満3歳以上)

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	H27: 15, 500円 →H28: 7, 750円	H27: 15, 300円 →H28: 7, 650円
④所得割課 税額 97,000円 未満	H27: 27, 000円 →H28: 13, 500円	H27: 26, 600円 →H28: 13, 300円
⑤所得割課税額 169,000円未満	27, 000円	26, 600円
⑥所得割課税額 301,000円未満	41, 500円	40, 900円
⑦所得割課税額 397,000円未満	58, 000円	57, 100円
⑧所得割課税額 397,000円以上	77, 000円	75, 800円

(3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	H27: 15, 500円 →H28: 7, 750円	H27: 15, 300円 →H28: 7, 650円
④所得割課 税額 97,000円 未満	H27: 27, 000円 →H28: 13, 500円	H27: 26, 600円 →H28: 13, 300円
⑤所得割課税額 169,000円未満	27, 000円	26, 600円
⑥所得割課税額 301,000円未満	41, 500円	40, 900円
⑦所得割課税額 397,000円未満	58, 000円	57, 100円
⑧所得割課税額 397,000円以上	77, 000円	75, 800円

○ 平成27年度においては、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層はひとり親世帯等以外の世帯の額より1,000円減となっている。

○ 平成28年度においては、年収約360万円未満相当の世帯について、平成27年度における取組に加え、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化を行う。